

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第46号
丙保発第4号
丙情対発第6号
平成23年3月18日
警察庁生活安全局長

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた生活安全局所管法令の運用について(通達)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震については、同月13日付けで、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第19号。以下「令」という。)が公布とともに施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定非常災害(以下単に「特定非常災害」という。)として指定され、被害者の権利利益の保全等を図るための措置を講じることとされた。

これに伴い、法に基づき、本日、平成23年国家公安委員会告示第6号(以下「告示」という。)により、行政上の権利利益のうち警察に係るものについて、その満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という。)が講じられることとされるとともに、当該措置の概要等について、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について(依命通達)」(平成23年3月18日付け警察庁乙官発第5号)により示されたところである。

これらを踏まえた生活安全局所管法律及びその下位法令の運用については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日延長措置(法第3条関係)

1 特定権利利益の定義

法第3条に基づく満了日延長措置の対象となる「特定権利利益」とは、

- ・ 平成23年3月11日以前に行われた法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- ・ 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であって、その存続期間が平成23年3月11日以後に満了するもの

をいう。

2 法第3条第1項に基づく満了日延長措置

法第3条第1項は、告示により対象とされた特定権利利益について、相手方からの個別の申出によることなく、告示により示された地域を単位として、一括で満了日延長措置を講じるものである。

(1) 具体的な措置の内容

次の表の左欄に掲げる者（その住所（警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第4項の規定による特定権利利益についてはその主たる営業所の所在地）が別表に掲げる地域内に在る者に限る。）については、それぞれ右欄に定める特定権利利益の満了日が平成23年8月31日まで延長される。

対象者（根拠条項）	特定権利利益
講習修了証明書の交付を受けている者 ----- 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の2第1項第1号	講習修了証明書を有効に行使できる期間
技能講習修了証明書の交付を受けている者 ----- 銃刀法第5条の2第3項第1号	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
やむを得ない事情により、猟銃の所持の許可の更新を受けることができなかつた者（許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） ----- 銃刀法第5条の2第3項第2号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
合格証明書の交付を受けている者 ----- 銃刀法第5条の2第3項第3号	合格証明書を有効に行使できる期間
教習修了証明書の交付を受けている者 ----- 銃刀法第5条の2第3項第4号	教習修了証明書を有効に行使できる期間
猟銃又は空気銃の所持の許可（銃刀法第7条の3第2項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者 ----- 銃刀法第7条の2第1項	猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者 ----- 銃刀法第7条の2第2項	更新された猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
銃砲刀剣類の所持の許可（銃刀法第6条の規定による許可を含む。）を受けた者 ----- 銃刀法第8条第1項第1号	許可後、銃砲刀剣類を所持するまでの期間

教習資格認定証の交付を受けている者 銃刀法第9条の5第2項	教習資格認定証の有効期間
認定証の交付を受けた者及び認定証の有効期間の更新を受けた者 警備業法第5条第4項	認定証の有効期間

(2) 留意事項

ア 対象者は、(1)に該当する者であれば足り、現に東北地方太平洋沖地震により被害を受けた者である必要はないこと。

イ 本措置に伴い、練習射撃を行うことができる期間も延長されること。

ウ 本措置についての関係射撃場への周知を図ること。

3 法第3条第3項に基づく満了日延長措置

法第3条第3項は、法第3条第1項に基づく満了日延長措置とは異なり、相手方からの個別の申出に応じて満了日延長措置を講じることにより、特定非常災害の被害者の救済を図るものである。

(1) 具体的な措置の内容

特定非常災害の被害者であって、次の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについては、平成23年8月31日を限度として、都道府県公安委員会が個別に指定する日まで延長される。

ア 風営法関係

相続の承認の申請の期間（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第7条第1項）

イ 火取法関係

猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可の有効期間（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第50条の2第1項及び第17条第6項）

火薬類の運搬証明書の有効期間（火取法第19条第4項により準用される同法第17条第6項）

ウ 銃刀法関係

射撃競技、公演、催し又は国際競技用の銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第4条第4項又は同法第6条第2項）

仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間（銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において準用される場合を含む。））

一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間（銃刀法第24条の2第10項）

上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（銃刀

法第25条第5項)

エ その他

2(1)の特定権利利益であって、その住所が別表に掲げる地域内にはない者に係るもの

(2) 留意事項

ア 火薬類の運搬証明書の場合は、地震による道路環境の変化に伴い単に証明書の有効期間を延長することができないものもあることから、こうしたものについては慎重に検討すること。

イ 本項による救済措置については、特定非常災害により被害を受けた者の申出を受けて行われるものであることから、対象者となり得る者に対して、関係団体を通じた広報活動を行うなどして、周知を図るよう努めること。

ウ 本項による満了日の指定については、口頭ではなく文書により行うこと。

第2 期限内に履行されなかった義務に対する免責（法第4条第1項・第2項関係）

1 概要

法第4条第1項及び第2項は、政府は、履行期限のある法令上の義務が特定非常災害により不履行となった場合において行政上及び刑事上の責任を猶予する必要があるときは、免責期限（特定非常災害の発生時から起算して4か月を超えない範囲で政令で定められる。）を定め、当該義務が、本来の履行期限までに履行されずとも、免責期限が到来する日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を免責することができる旨規定している。

2 具体的な措置内容

平成23年3月11日以降に履行期限が到来する次の義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、平成23年6月30日までに履行すれば責任は問われないこととされる。

(1) 風営法関係

相続承認しない場合における許可証の返納義務（風営法第7条第6項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）第19条）

風俗営業の許可申請書の記載事項に変更があったとき等における届出書の提出義務（風営法第9条第3項（同法第20条第10項により準用する場合を含む。）及び第5項並びに風営法施行規則第21条第2項（同規則第22条により準用する場合を含む。））

風俗営業を廃止したとき等における許可証等の返納義務（風営法第10条第1項及び第3項並びに第10条の2第7項及び第9項並びに風営法施行規則第24条第1項（同規則第28条により準用する場合を含む。））

風俗営業に係る営業所における管理者の選任義務（風営法第24条第1項）
店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等における都道府県公安委員会へ

の届出書の提出義務（風営法第27条第2項（同法第31条の12第2項により準用する場合を含む。）、第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項により準用する場合を含む。）及び第33条第2項並びに風営法施行規則第41条第2項（同規則第52条、第58条、第63条、第69条及び第79条により準用する場合を含む。）

管理者講習を受講させることができないときにおける書面の提出義務（風営法施行規則第39条第2項）

(2) 古物営業法関係

許可申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法（昭和24年法律第108号）第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項）

古物営業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への許可証の返納義務（古物営業法第8条第1項及び第3項並びに古物営業法施行規則第7条）

古物競りあっせん業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第10条の2第2項及び古物営業法施行規則第9条の3第3項）

認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第21条の5第4項並びに古物営業法施行規則第19条の9第2項及び第4項）

(3) 質屋営業法関係

質屋を廃業したときにおける都道府県公安委員会への届出義務（質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第6条）

質屋の営業内容に変更が生じたときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則第8条第1項）

質屋が死亡したときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（質屋営業法第4条第3項及び質屋営業法施行規則第10条）

質屋が廃業したとき等における許可証の返納義務（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第9条）

(4) 銃刀法関係

所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務（銃刀法第4条の4第1項）

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務（銃刀法第8条第4項（同法第9条の15第3項により準用する場合を含む。））

銃砲又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務（銃刀法第8条第6項及び第8条の2第1項）

教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の4第2項（同法第9条の9第2項により準用する場合を含む。））

教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付ける義務（銃刀法第9条の6第1項及び第9条の11第1項）

教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の6第2項（同法第9条の11第2項により準用する場合を含む。））

(5) 警備業法関係

警備業を廃止したときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第10条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第15条第2項）

認定申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第11条第1項（同条第4項により準用する場合を含む。））並びに警備業法施行規則第17条第2項及び第21条第2項及び第3項

警備業を廃止したとき等における認定証の返納義務及び都道府県公安委員会への届出義務（警備業法第12条及び警備業法施行規則第25条）

警備員指導教育責任者等の選任義務（警備業法第22条第1項（同法第42条第3項により準用する場合を含む。））

指導教育責任者資格者証等の返納義務（警備業法施行規則第44条第2項）

機械警備業務に係る基地局を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項）

(6) 出会い系サイト規制法関係

インターネット異性紹介事業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第2項）

(7) 探偵業法関係

探偵業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第3条第2項）

3 留意事項

- (1) 特定非常災害により義務の不履行が生じた場合のみを対象としているのであって、それ以外の事由による義務の不履行は対象としていないこと。
- (2) 履行されるべき義務が履行されなかった原因については、義務を履行することがで

きなかった者に理由を記載した書面を提出させること等により、十分に確認すること。

- (3) 法令に基づく義務の中には、「速やかに」、「遅滞なく」等の文言で義務が履行されるべき時期を示したものがあるところ（例えば、銃刀法第8条第3項の許可証記載事項の抹消を受ける義務）これらについては本条に基づく免責の対象とはならないが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。
- (4) 個別の処分に基づき具体的な義務とその履行期限が定められたもの（例えば、風営法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示処分等）についても、本条の適用対象外であるが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

第3 その他

一定の期間が経過することを処分事由とした営業許可の取消処分等行政処分（例えば、古物営業法第6条第3号は、「許可を受けてから六月以内に営業を開始」しない場合を営業許可の取消事由としている。）については、法の適用対象外であるが、法が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

別表（対象地域一覧）

青森県
県内の市町村のうち八戸市及び上北郡おいらせ町
岩手県
全ての市町村
宮城県
全ての市町村
福島県
県内の市町村のうち福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、耶麻郡磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町及び湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡棚倉町及び矢祭町、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村
茨城県
県内の市町村のうち水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町

栃木県

宇都宮市

千葉県

県内の市町村のうち旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町

新潟県

県内の市町村のうち十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町

長野県

下水内郡栄村